

議 長 日程第4「議案第9号松田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」について議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第9号松田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を別紙のとおり制定する。平成30年3月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の規定による介護保険法の改正により、従前は都道府県が定めていた基準について、市町村が定めることとなったため提案するものであります。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福祉課長 それでは説明をさせていただきます。今回の条例制定は、国が厚生労働省令として定めている指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省第38号）等に基づき、現在神奈川県が条例に基づき行っている居宅介護支援事業者の指定が、平成30年4月1日から市町村に移譲されるため、同基準にのっとり制定するものでございます。

この基準において従うべき基準と、基準を参酌して定める基準に分けられておりますが、実際に現行の省令に基づく神奈川県条例に基づいて指定が行われていることから、従うべき基準、参酌すべき基準についても、2点を除いて現行基準のとおり制定するものでございます。この2点について、1つは事業所、法人の指定要件に松田町暴力団排除条例に規定する暴力団等を除く規定を追加すること。2つ目は、サービスの提供に関する記録の保存を5年とすることでございます。

それでは1ページ目をお願いいたします。この条例は、6章、32条立てで構成されており、第1章、総則として、第1条、この条例は介護保険法第79条第2項第1号の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項を定めるとともに、法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援の事業及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準について定めるものとする。

第2章、事業者の指定。第2条において、事業者は法人であることを規定されておりますが、ここに松田町暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等が役員であったり、出資、融資、取引等で関係のある法人を除くという規定を設けてございます。

1枚おめくりください。第3章、基本方針。第3条では、第1項に、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。第2項では、利用者にあらゆるサービスを多様な事業者から総合的かつ効率的に提供できるよう配慮すること。第3項では、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類や特定の指定居宅サービス事業者に偏らないことなどを規定してございます。

3ページ、第4章、人員に関する基準。第4条では、事業所に1人以上の常勤の介護支援専門員を、第5条では事業所に常勤の管理者を置き、主任介護支援専門員の資格者を充てなければなりません。ただし、20ページ、21ページお願いいたします。附則第2項において、平成33年3月31日までについては、主任介護支援専門員にかわって、介護支援専門員を管理者とすることができるという経過措置が設けられております。

2ページ、3ページにお戻りください。第5章、運営に関する基準。第6条では、利用申込者またはその家族に対し、重要な事項について文書を渡して説明をし、同意をもらうことなど、4ページ、5ページから、8ページの第14条まで定められております。指定居宅介護支援事業者がすべきこと、守るべきことが定められております。第15条第3号から、13ページ最下段の第25号まで、介護支援専門員がすべきこと、介護支援専門員がすべきこと。14ページ、15ページをお願いします。第16条に、市町村または国民健康保険団体連合会への法定代理受領サービスに関する文書の提出義務、第17条で利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付義務など、19ページ31条まで、指定居宅介護支援事業者がすべきことが規定されております。第31条第2項では、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録についての保存期間を、厚生労働省令の参酌基準である2年間を、介護給付費の返還が生じた場合を考慮して、返還請求の時効である5年間としております。

1枚おめくりください。附則、第1項、施行期日。この条例は平成30年4月1日から施行する。ただし、第15条第18号の2（第32条において準用する場合を含む）の規定は、平成30年10月1日から施行する。この第1項ただし書きについては、第15条第18号の2というものが、ここの改正で新たに設けられた規定であります。そのため、施行日をずらして周知期間を設けるとともに、回数についてはまだ厚生労働省のほうから告示をされておられません。施行日までの間に厚生労働省がその回数というものがあるんですが、これを告示する予定になってございます。第2項は先ほど御説明いたしましたので、割愛させていただきます。

第3項は、松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例において、神奈川県条例を引用している部分がございます。この条例の制定に伴い、この条例を引用することになるため改正をするものです。

以上で説明は終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

討論を省略し採決を行います。議案第9号松田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。